

浄土真宗本願寺派仏教婦人会総連盟慶弔規程

(種類)

第1条 本総連盟の慶弔は、表彰、感謝、慶祝、弔慰、被災とし、この規程により実施する。

(適用者)

第2条 この規程は、本総連盟に登録されている団体及び個人に摘要される。

(表彰)

第3条 表彰は、次に掲げる種類に区別して交付する。

1.総裁表彰(表彰状・記念品)

(1) 単位会並びに組・教区連盟で、特に他の仏婦の範と認められる団体。

(2) 本総連盟の評議員、又は理事等経歴者で、仏婦運動に特に貢献した者。

2.理事長表彰(表彰状・記念品)

(1) 組・又は教区連盟の役員経歴者で、仏婦運動に特に貢献した者。

(2) 10年以上単位会仏婦の役員として貢献した者。

3.総連盟表彰(表彰状)

(1) 単位会仏婦の役員経歴者で、仏婦活動に特に貢献した者

(2) 仏教婦人会員として、他の範と認められた者。

(感謝)

第4条 感謝は、次に掲げる種類に区分して交付する。

1.特別感謝(感謝状)

仏婦運動(教区連盟・組連盟・単位会を含む)の運営並びに各種行事等に、特に功労のあった団体及び個人。

2.一般感謝(感謝状)

仏婦運動に特に功労のあった団体及び個人。

(慶祝)

第5条 慶祝は、次に掲げる種類に区分して交付する。

1.総裁メッセージ

開設30年以上の団体

2.理事長メッセージ

開設20年以上の団体

3.総連盟メッセージ

開設10年以上の団体

(弔 慰)

第6条 弔慰は、次の通りとする。

- 1.本総連盟の評議員・理事等経歴者（現職者含む）の死亡については、弔慰状・供物・弔電を交付する。
- 2.仏婦会員の死亡については、弔慰状を交付する。

(被 災)

第7条 被災（火災・地震・風水害等）は、次の通りとする。

見舞状・見舞電報の交付。又は、その被災度に応じて見舞金交付（教区連盟へ）の場合もある。

(表彰委員会)

第8条 表彰及び感謝並びに被災は、表彰委員会の審査を経て、本総連盟理事長の承認した者についてこれを交付する。

- 2.緊急を要する場合は、事務局においてこれを処理し、事後報告をする。
- 3.審査の結果は、機関紙に掲載する。

(手 法)

第9条 手続方法は、次の通りとする。

所属単位会の代表者（住職等）が所定の用紙に必要事項を記し、組及び教区を通じて、本総連盟理事長宛に申請する。

(その他)

第10条 組・教区連盟の代表者が本規程の表彰・感謝等に該当すると認められた時は、その事由を記し推薦することができる。

- 2.前項の他、表彰委員会自体の発議により推薦することができる。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。